

証券コード 5574
(発送日) 2023年11月13日
(電子提供措置開始日) 2023年11月7日

株 主 各 位

東京都港区三田一丁目1番14号
株 式 会 社 A B E J A
代表取締役CEO 岡 田 陽 介

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.abejainc.com/>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR」「株式関連」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ABEJA」又は「コード」に当社証券コード「5574」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、後記の「議決権行使のご案内」をご参照いただき、2023年11月27日（月曜日）午後7時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年11月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム ガラス棟5階 G502会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第11期（2022年9月1日から2023年8月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
議 案 取締役7名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 - (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年11月28日（火曜日）
午前10時
（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2023年11月27日（月曜日）
午後7時00分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年11月27日（月曜日）
午後7時00分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書	
〇〇〇〇〇〇〇	御中
株主総会日	議決権の数
	XX株
XX年XX月XX日	
ログイン用QRコード	
〇〇〇〇〇〇〇	

ここに議案の賛否をご記入ください。

議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

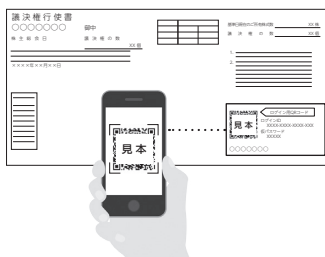
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。

「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2022年9月1日から)
(2023年8月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は「ゆたかな世界を、実装する」を企業理念に掲げております。この企業理念のもと、テクノロジーの産業界への社会実装を支援することにより、産業横断的なイノベーションを創出し、社会に貢献し続けることを目指し、企業のデジタルトランスフォーメーション推進を総合的に支援しております。

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響から社会活動は正常化に進んでおり、国内景気には穏やかな回復の動きがみられます。一方でエネルギー価格や物価の上昇、金融資本市場の変動、国際情勢の不透明さ等の影響により先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社の事業が属するデジタルトランスフォーメーション市場におきましては、ビジネスプロセスのデジタル化や既存のビジネスモデルを変える新たな試みなど、デジタルトランスフォーメーションの取組みは広がりを見せ、企業のIT投資への意欲は引き続き強いものとなっております。今後はアフターコロナにおける新しい社会の実現や、少子高齢化に伴う労働生産人口の減少、働き方改革を背景に、多くの企業においてデジタルトランスフォーメーションを推進する動きが一層活発化するものと捉えております。

このような環境の中、当社はABEJA Platformを基盤として、企業のデジタルトランスフォーメーション推進を支援することにより、安定して事業を拡大することができました。

この結果、当事業年度の経営成績は、売上高2,775,469千円（前事業年度比40.3%増）、営業利益402,788千円（前事業年度は163,502千円の損失）、経常利益379,757千円（前事業年度は181,757千円の損失）、当期純利益421,598千円（前事業年度は196,366千円の損失）となりました。

当社はデジタルプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

なお、売上高については、「トランスフォーメーション領域」と「オペレーション領域」に分類しており、2022年8月期及び2023年8月期の実績は以下のとおりとなります。

(単位：千円)

領域の名称	2023年8月期 (実績)		2022年8月期 (実績)	
		構成割合		構成割合
トランスフォーメーション領域	2,268,613	81.7%	1,662,994	84.1%
オペレーション領域	506,855	18.3%	315,236	15.9%
合 計	2,775,469	100.0%	1,978,230	100.0%

トランスフォーメーション領域は、企業のデジタルトランスフォーメーションニーズに対応したプロフェッショナルサービスを、ABEJA Platformに導入し、提供しております。このため、主な収入は顧客企業のデジタルトランスフォーメーション推進のための各種支援に伴う収入となります。なお、デジタルトランスフォーメーションは段階的に進めていくため、多くはフロー型（都度契約）の契約となりますが、一方で長期間にわたる計画的なプロセスとなるため、継続顧客の割合は高くなっております。

・継続顧客からの売上比率（注）91.8%（2023年8月期）

（注）継続顧客からの売上比率は、既存顧客（前事業年度に売上が発生した顧客）の当事業年度の売上高/当事業年度の売上高

オペレーション領域は、ABEJA Platform上に構築した様々なシステムを汎用的な仕組み・サービスとして提供しております。このため、主な収入は顧客企業に提供する汎用的な仕組み・サービスに応じたストック型の継続収入となります。

② 設備投資の状況

当事業年度中において、重要な設備投資、設備の除却及び売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当社は、2023年6月13日の東京証券取引所グロース市場への上場に伴い、公募増資による700,000株の新株発行により998,200千円、オーバーアロットメントによる売出しに関連して行った第三者割当増資187,500株により267,375千円の資金を調達いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 8 期 (2020年8月期)	第 9 期 (2021年8月期)	第 10 期 (2022年8月期)	第 11 期 (当事業年度) (2023年8月期)
売 上 高 (千円)	1,039,779	1,259,318	1,978,230	2,775,469
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	△886,558	△259,703	△181,757	379,757
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	△1,031,633	△350,425	△196,366	421,598
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△173.22	△65.54	△41.18	53.41
総 資 産 (千円)	2,553,782	2,378,477	2,159,798	4,109,491
純 資 産 (千円)	2,338,174	1,985,863	1,793,709	3,480,883
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	302.67	△876.85	232.02	404.28

(注) 当社は、2020年3月25日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ その他の重要な企業結合等の状況

SOMPO Light Vortex株式会社は当社の議決権の19.71%を保有しており、当社のその他の関係会社になります。また、SOMPO Light Vortex株式会社の100%親会社は、SOMPOホールディングス株式会社となります。このため、当社はSOMPOホールディングス株式会社の持分法適用の関連会社であります。

(4) 対処すべき課題

① 国内デジタルトランスフォーメーション・リテラシー向上

国内デジタルトランスフォーメーション市場の拡大が見込まれる一方、企業内ではデジタルトランスフォーメーションやデータ利活用を推進する「IT人材」の不足が課題となっております。また、2030年には、継続したIT需要の拡大、労働人口の減少等により、国内の「IT人材」は約45万人不足するといわれております（出所：経済産業省「IT人材需給に関する調査」2019年3月）。

当社は、一般社団法人日本ディープラーニング協会を通じた活動や自社カンファレンス、大学での講演等を通じて、AIやデジタルトランスフォーメーションに関するリテラシーの向上、「IT人材」の育成に努めてまいります。

② 人材の採用・育成

当社は、デジタルトランスフォーメーション市場の拡大、顧客ニーズの多様化に迅速に対応していくため、多様な経歴、専門性を持った「テクノプレナー人材」の確保、育成が必要と考えております。当社のミッションや事業内容に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくため、積極的な採用活動を進めるとともに、働きやすく自己研鑽できる環境づくり・仕組みの構築に取り組んでまいります。

③ 認知度の向上

当社は、これまで自社カンファレンスの開催や広報活動、マーケティング活動等を通じて、認知度の向上を図ってまいりました。今後も引き続き、より一層の当社及び当社サービスの認知度向上のため、広報活動やマーケティング活動を推進し、人材の採用や新規顧客獲得につなげてまいります。

④ システムの安定性強化

当社はインターネットを介したサービス提供を行っているため、当該システムを安定的に稼働させることが重要と考えております。そのために、サーバー設備の強化や、システム安定稼働のための人員確保等に努めてまいります。

⑤ 情報管理体制の強化

当社は、システム運用やサービス提供の遂行過程において、機密情報や個人情報を取り扱う可能性があり、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、情報セキュリティに関する社内規程に基づき管理を徹底しております。また、当社は個人情報保護規程に基づき個人情報管理に努めており、2018年にプライバシーマークを取得しておりますが、今後も社内教育やシステムの整備などを継続し行ってまいります。

⑥ 内部管理体制の強化

当社は成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、コーポレート機能を充実させ、経営の公平性・透明性を確保するため、強固な内部管理体制の構築及びコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

⑦ 財務の充実と非連続な成長を支える資金の確保

当社は今後の事業拡大に伴う人材採用などに加え、非連続的な成長を目的とした戦略的なM&Aを実行するため、財務の充実と安定化を進めていくことが重要と考えております。今後多様な資金調達手法を検討しながら、長期的な当社の成長を実現することに努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2023年8月31日現在）

事業区分	事業内容
デジタルプラットフォーム事業	・企業のDX推進を総合的に支援 ・ABEJA Platform上で、顧客企業の競争優位の源泉となるビジネスプロセスを変革し、継続的な収益成長の実現に伴走

(6) 主要な営業所及び工場（2023年8月31日現在）

本社	東京都港区三田一丁目1番14号
----	-----------------

(7) 従業員の状況（2023年8月31日現在）

従業員数	前事業年度比増減	平均年齢	平均勤続年数
103名（11名）	21名増（1名減）	36.1歳	2.4年

- （注） 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 従業員数が前事業年度末と比べて21名増加したのは、業容拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（2023年8月31日現在）

借入先	借入額（千円）
株式会社日本政策金融公庫	80,000

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2023年8月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 30,845,600株
- (2) 発行済株式の総数 8,598,900株
- (3) 株主数 8,832名
- (4) 大株主（上位12名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
S O M P O L i g h t V o r t e x 株式会社	1,693,500株	19.69%
岡 田 陽 介	1,412,600株	16.42%
ヒ ュ ー リ ッ ク 株 式 会 社	432,945株	5.03%
株式会社インスパイア・インベストメント	330,400株	3.84%
株 式 会 社 N T T ド コ モ	326,100株	3.79%
THE CHASE MANHATTAN BAN K, N. A. LONDON SPECIAL AC COUNT NO. 1	269,900株	3.13%
GOOGLE INTERNATIONAL LLC	197,100株	2.29%
外 木 直 樹	125,000株	1.45%
富 松 圭 介	112,755株	1.31%
TBSイノベーション・パートナーズ2号投資事業組合	104,100株	1.21%
ダ イ キ ン 工 業 株 式 会 社	104,100株	1.21%
武 蔵 精 密 工 業 株 式 会 社	104,100株	1.21%

（注）自己株式は保有しておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

2023年6月13日の東京証券取引所グロース市場への上場に伴う、公募増資による新株発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連して行った第三者割当増資により、発行済株式の総数は887,500株増加しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権
発行決議日		2014年6月24日
新株予約権の数		1,046個
新株予約権の目的となる株式の種類と数(注)		104,600株（新株予約権1個につき普通株式100株）
新株予約権の払込金額		無償
新株予約権の行使価額(注)		1個当たり15,400円（1株当たり154円）
権利行使期間		2016年6月24日から2024年6月23日まで
新株予約権の主な行使条件		新株予約権者に以下のいずれかに該当する事由がある場合、新株予約権を行使できないものとします。 ア. 新株予約権者が当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。）の役員、従業員又は顧問のいずれの地位をも喪失した場合。 イ. 新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。 ウ. 新株予約権者が破産手続開始の決定を受けた場合。 エ. 新株予約権者が当社と競業関係にある会社の役員、従業員、顧問又はコンサルタントに就いた場合。但し、当社の取締役会の決議において事前に承認された場合はこの限りではない。 オ. 新株予約権者が法令若しくは当社の社内規程等に違反し、又は当社に対する背信行為があった場合。 カ. 新株予約権者が死亡した場合。
役員の 保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数：696個 目的となる株式数：69,600株 保有者数：1名

(注) 2020年3月25日付で行った、1株を100株にする株式分割を反映した株式数を記載しております。

		第13回新株予約権
発行決議日		2020年9月4日
新株予約権の数		2,350個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		235,000株（新株予約権1個につき普通株式100株）
新株予約権の払込金額		無償
新株予約権の行使価額		1個当たり45,000円（1株当たり450円）
権利行使期間		2022年9月5日または当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場した株式公開日後1年10ヶ月が経過した日のいずれか遅い日から2030年8月31日まで
新株予約権の主な行使条件		新株予約権者に、以下のいずれかの該当事由がある場合、新株予約権を行使できないものとする。 ア．新株予約権者が当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員、従業員又は顧問のいずれかの地位をも喪失した場合。 イ．新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。 ウ．新株予約権者が破産手続の開始の決定を受けた場合。 エ．新株予約権者が当社と競合関係にある会社の役員、従業員、顧問又はコンサルタントに就いた場合。但し、当社の取締役会の決議において事前に承認された場合はこの限りではない。 オ．新株予約権者が法令若しくは当社の社内規程等に違反し、又は当社に対する背信行為があった場合。 カ．新株予約権者が、新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反した場合。
役員の 保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数 ： 200個 目的となる株式数 ： 20,000株 保有者数 ： 1名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権の状況

	第6回新株予約権
発行決議日	2016年11月16日
新株予約権の数	1,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数(注)	100,000株（新株予約権1個につき普通株式100株）
新株予約権の払込金額	1個当たり540円
新株予約権の行使価額(注)	1個当たり27,000円（1株当たり270円）
権利行使期間	2017年1月1日又は上場日のいずれか遅い日から2026年8月31日まで
新株予約権の主な行使条件	新株予約権者の行使の条件は以下のとおりです。 ア．新株予約権者は本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は現存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。 （1）定められた行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。） （2）本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合、定められた行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。） （3）本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日としてDCF法並びに類似会社比較法の方法により評価された株式評価額が定められた行使価額を下回ったとき （4）本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、定められた行使価額を下回る価格となった場合 イ．新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時まで継続して、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。 ウ．新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 エ．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

新株予約権の主な行使条件		オ. 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。 また、権利行使可能な新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであり、新株予約権の有効期間に優先して適用されるものとする。 行使可能期間起算日経過後：割当個数の 2 分の 1 まで（端数切捨て）行使できる。 行使可能期間起算日から 1 年経過後：割当個数の 4 分の 3 まで（端数切捨て）行使できる。 行使可能期間起算日から 2 年経過後：割当個数のすべてについて行使できる。 上記各期間における累計行使可能割当個数は、それ以前の期間に既に行使した部分も含むものとする。
役員の 保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数 ： 1,000個 目的となる株式数 ： 100,000株 保有者数 ： 1 名

（注）2020年3月25日付で行った、1株を100株にする株式分割を反映した株式数を記載しております。

	第16回新株予約権
発行決議日	2021年11月29日
新株予約権の数	3,930個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	393,000株（新株予約権 1 個につき普通株式100株）
新株予約権の払込金額	1 個当たり320円
新株予約権の行使価額	1 個当たり13,000円（1 株当たり130円）
権利行使期間	2021年12月17日から2031年12月16日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。 ① 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。 (a) 130円（但し、発行要項において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（但し、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。 (b) 130円（但し、発行要項において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（但し、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。

新株予約権の主な行使条件		(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、130円（但し、発行要項において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。 (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が130円（但し、発行要項において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。 ② 新株予約権者は、2022年8月期乃至2026年8月期における損益計算書に記載される売上高を觀察し、5事業年度のうち、一度でも1,500百万円を達成した場合に権利行使が可能となる。 ③ 新株予約権者は、以下の（a）から(b)に掲げる割合の個数を限度として、新株予約権の一部又は全部を行使することができる。なお累計行使可能株式数が1株の整数倍でない場合は、1株の整数倍に切り捨てた数とする。 (a) いずれかの証券取引所に上場した株式公開日の半年後から株式公開日の1年後の前日までは、権利を付与された株式数の2分の1について権利を行使することができる。 (b) いずれかの証券取引所に上場した株式公開日の1年後以降は、権利を付与された株式数のすべてについて権利を行使することができる。上記各期間における累計行使可能株式数は、それ以前の期間に既に行行使した部分も含むものとする。 ④ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ⑤ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ⑥ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ⑦ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
役員の 保有状況 (注)	取締役 (社外取締 役を除く)	新株予約権の数 : 2,390個 目的となる株式数 : 239,000株 保有者数 : 3名

(注) 上記のうち、取締役1名が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものです。

	第18回新株予約権
発行決議日	2021年11月29日
新株予約権の数	275個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	27,500株（新株予約権1個につき普通株式100株）
新株予約権の払込金額	1個当たり330円
新株予約権の行使価額	1個当たり13,000円（1株当たり130円）
権利行使期間	2021年12月17日から2031年12月16日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。 ① 新株予約権は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。 (a) 130円（但し、発行要項において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（但し、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。 (b) 130円（但し、発行要項において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（但し、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。 (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、130円（但し、発行要項において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。 (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が130円（但し、発行要項において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。 ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

役員の 保有状況	社外取締役	新株予約権の数 : 60個 目的となる株式数 : 6,000株 保有者数 : 2名
-------------	-------	--

	第19回新株予約権
発行決議日	2022年3月29日
新株予約権の数	3,320個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	332,000株（新株予約権1個につき普通株式100株）
新株予約権の払込金額	1個当たり500円
新株予約権の行使価額	1個当たり21,000円（1株当たり210円）
権利行使期間	2022年4月12日から2032年3月31日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。 ① 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。 (a) 210円（但し、発行要項において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（但し、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。 (b) 210円（但し、発行要項において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（但し、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。 (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、210円（但し、発行要項において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。 (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が210円（但し、発行要項において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。

新株予約権の主な行使条件	② 新株予約権者は、本新株予約権を取得後、行使する時まで継続して、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員もしくは顧問、業務委託契約先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
付与対象者	コタエル信託株式会社

	第20回新株予約権
発行決議日	2022年 3 月29日
新株予約権の数	1,900個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	190,000株（新株予約権 1 個につき普通株式100株）
新株予約権の払込金額	1 個当たり500円
新株予約権の行使価額	1 個当たり21,000円（1 株当たり210円）
権利行使期間	2022年 4 月12日から2032年 3 月31日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。 ① 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。 (a) 210円（但し、発行要項において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（但し、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。 (b) 210円（但し、発行要項において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（但し、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。

新株予約権の主な行使条件	(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、210円（但し、発行要項において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。 (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が210円（但し、発行要項において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。 ② 新株予約権者は、以下の（a）から(b)に掲げる割合の個数を限度として、本新株予約権の一部または全部を行使することができる。なお、累計行使可能株式数が1株の整数倍でない場合は、1株の整数倍に切り捨てた数とする。 (a) いずれかの金融商品取引所に上場した株式公開日の半年後から株式公開日の1年後の前日までは、権利を付与された株式数の2分の1について権利を行使することができる。 (b) いずれかの金融商品取引所に上場した株式公開日の1年後以降は、権利を付与された株式数の全てについて権利を行使することができる。上記各期間における累計行使可能株式数は、それ以前の期間に既に行行使した部分も含むものとする。 ③新株予約権者は、本新株予約権を取得後、行使する時まで継続して、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員もしくは顧問、業務委託契約先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。		
役員の保有状況	<table> <tr> <td>取締役 （社外取締役を除く）</td><td> 新株予約権の数 : 1,900個 目的となる株式数 : 190,000株 保有者数 : 3名 </td></tr> </table>	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数 : 1,900個 目的となる株式数 : 190,000株 保有者数 : 3名
取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数 : 1,900個 目的となる株式数 : 190,000株 保有者数 : 3名		

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2023年8月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役CEO	岡 田 陽 介	経営全般
代表取締役COO	小 間 基 裕	業務執行全般
取締役CFO	英 一 樹	コーポレート管理統括部長
取締役	田 中 邦 裕	さくらインターネット株式会社 代表取締役社長 最高経営責任者
取締役	麻 野 耕 司	株式会社ナレッジワーク 代表取締役
取締役	的 野 仁	SOMP Oホールディングス株式会社 デジタル・データ戦略部 特命部長 SOMPO Light Vortex株式会社 執行役員
常勤監査役	桃 原 隼 一	桃原公認会計士事務所 所長
監査役	清 水 琢 磨	法律事務所イオタ 代表弁護士 株式会社シーアールイー 社外取締役
監査役	青 山 正 明	株式会社キーストーン 代表取締役 株式会社ビザスク 社外取締役

- (注) 1. 取締役田中邦裕氏、麻野耕司氏及び的野仁氏は、社外取締役であります。
2. 監査役桃原隼一氏、清水琢磨氏及び青山正明氏は、社外監査役であります。
3. 監査役桃原隼一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役田中邦裕氏及び麻野耕司氏並びに監査役桃原隼一氏、清水琢磨氏及び青山正明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指名し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役3名及び社外監査役3名は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び監査役等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等の損害を補填することを目的としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員等自身の損害等の場合には補填の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基 本 報 酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	71,280 (7,200)	71,280 (7,200)	－ (－)	－ (－)	5 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	13,800 (13,800)	13,800 (13,800)	－	－	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	85,080 (21,000)	85,080 (21,000)	－ (－)	－ (－)	8 (5)

(注) 取締役の員数は6名ですが、無支給者が1名いるため、支給員数と相違しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額 年額150,000千円以内

(2022年8月8日開催の臨時株主総会にて決議、同株主総会終結時の取締役の員数6名)

監査役の報酬額 年額30,000千円以内

(2022年8月8日開催の臨時株主総会にて決議、同株主総会終結時の監査役の員数3名)

③ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2023年10月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。各取締役の報酬額については、株主総会で承認を受けた報酬限度額の範囲内において、取締役会にて決定します。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、決定された報酬等の内容が、決定方針と整合していることから、決定方針に沿うものと判断しております。

各監査役の報酬額については、株主総会で承認を受けた報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

なお、当社の役員報酬等は、固定報酬を基本とし、業績連動報酬は導入しておりませんが、今後の検討課題と考えております。

④ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

⑤ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役の田中邦裕氏は、さくらインターネット株式会社の代表取締役社長 最高経営責任者であります。同社は当社の株主であり、同社と当社とは、レンタルサーバーの利用において取引関係がありましたが、同社との取引条件は一般取引先と同様であり、取引の性質に照らして、当社との間に特別な利害関係はありません。

社外取締役の麻野耕司氏は、株式会社ナレッジワークの代表取締役であります。同社と当社との間に特別な利害関係はありません。

社外取締役の野仁氏は、S O M P Oホールディングス株式会社に所属しており、またS O M P O Light Vortex株式会社の執行役員であります。SOMPO Light Vortex株式会社は当社の議決権の19.71%を保有しており、当社のその他の関係会社になります。また、SOMPO Light Vortex株式会社の100%親会社は、SOMPOホールディングス株式会社となります。当社とS O M P Oホールディングス株式会社とは、業務提携関係にあり、デジタルトランスフォーメーション推進に関連する開発及び運用において取引関係がありますが、同社との取引条件は一般取引先と同様であり、取引の性質に照らして、当社との間に特別な利害関係はありません。

社外監査役の桃原隼一氏は、桃原公認会計士事務所の所長であります。同事務所と当社との間に特別な利害関係はありません。

社外監査役の清水琢磨氏は、法律事務所イオタの代表弁護士、株式会社シーアールイーの社外取締役であります。同事務所及び同社と当社との間に特別な利害関係はありません。

社外監査役の青山正明氏は、株式会社キーストーンの代表取締役、株式会社ビザスクの社外取締役であります。各社と当社との間に特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出 席 状 況 、 発 言 状 況 及 び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	田中邦裕	当事業年度に開催された取締役会20回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、経営者としての豊富な事業経験から適宜意見を述べ、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役	麻野耕司	当事業年度に開催された取締役会20回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、経営者としての豊富な事業経験から適宜意見を述べ、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役	的野 仁	当事業年度に開催された取締役会20回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、金融業界に対する豊富な知識、経験から適宜意見を述べ、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役	桃原隼一	当事業年度に開催された取締役会20回のすべてに、監査役会12回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に公認会計士としての専門的見地から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外監査役	清水琢磨	当事業年度に開催された取締役会20回のすべてに、監査役会12回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外監査役	青山正明	当事業年度に開催された取締役会20回のすべてに、監査役会12回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に上場会社での取締役や監査役を務める等の経験と知見から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額（千円）
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	25,000
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	3,800
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,800

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に準じた監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社はEY新日本有限責任監査法人に対して、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を定め、業務の適正を確保するための体制作りと管理体制のより一層の整備を図ることとしております。当該基本方針で定めた体制及び事項は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ コンプライアンス基本方針を定め、すべての取締役及び使用人が職務の執行にあたって法令・定款等を遵守することを徹底する。
 - ・ 法令違反行為を早期に発見、是正するため、これらの行為を発見した場合に会社へ情報提供するための内部通報体制を構築する。
 - ・ 取締役会は、法令、定款及び社内諸規程に基づき、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
 - ・ 職務執行が法令、定款及び社内諸規程に適合することを確保するため、内部監査を実施する。
 - ・ 健全な会社経営のため、「反社会的勢力排除規程」に基づき、反社会的勢力とは関わりを持たない体制を構築する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程に基づき適切に保存する。
 - ・ 取締役及び監査役が当該書類を閲覧できる体制を整備する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 当社の組織横断的なリスクについては、「コンプライアンス・リスク管理規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制を構築する。
 - ・ 取締役会、経営会議等において、業務執行に関わる重要な情報の共有を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。
 - ・ 危機発生時には、対策本部を設置し社内等への適切な情報伝達と危機に対して適切且つ迅速な対応を行う。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会は原則として毎月1回開催する他、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
 - ・「職務権限規程」、「業務分掌規程」、「稟議規程」に基づき、適切に権限の委譲を行い、付与された権限に基づき適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築する。
 - ・取締役会において事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化し、取締役会及び経営会議において達成状況を確認・検証し、その対策を立案・実行する。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役を補助すべき使用人を配置する。
 - ・当該使用人の監査補助業務については監査役会の指揮命令に従うものとする。
 - ・当該使用人の人事考課、異動等については監査役会の同意を受けた上で決定する。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、監査役に対して当該事実に関する事項を速やかに報告する。
 - ・取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告及び必要な情報提供を行う。
 - ・報告を行った者が、監査役への報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。
- ⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役がその職務の執行にあたり生じた費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当社は速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - ・監査役は代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。

- ・監査役は必要に応じて、重要な社内会議に出席することができる体制を整備する。
- ・監査役は会計監査人と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めることができる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 全般

「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、取締役会等の重要会議体の運営、組織体制の整備、コンプライアンスの遵守、リスク管理、監査役監査の実効性の確保等について、取り組んでおります。また、内部統制システムについて、必要に応じて社内規程や業務の見直しを行い、その実効性を向上させております。

② コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンス意識の浸透のため、役職員に対し定期的なコンプライアンス研修を実施しております。また、問題の未然防止・早期発見を図るため、内部通報窓口を社内（コーポレート管理統括部内）及び社外（弁護士法人）に設置しております。

③ 取締役の職務執行

取締役会は原則として毎月1回開催し、取締役及び監査役出席のもと、報告及び議案の決議を行うとともに、取締役の職務執行の状況等を監督しております。また、内部監査において、各部門の職務執行の状況等を確認し、必要に応じて改善を図っております。

④ 監査役の職務執行

監査役会は原則として毎月1回開催し、各監査役の監査実施状況の報告や監査役間の協議等を行うとともに、取締役会への出席や代表取締役との定期的な会合を持つことにより、監督機能の強化及び向上を図っております。また、監査役は、会計監査人、内部監査人と定期的に会合し、内部統制の整備状況等について意見交換を行い、監査の実効性を確保しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、成長過程にあると考えていることから、事業拡大のための内部留保の充実を図り、将来の事業展開のための投資等に充当していくことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

このことから、創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。なお、内部留保資金につきましては、将来の成長に向けた運転資金として有効活用していく所存であります。

将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、事業環境及び財政状態を勘案しながら株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点においては配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨及び上記の他に基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。また、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

貸 借 対 照 表

(2023年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,971,434	流 動 負 債	628,607
現 金 及 び 預 金	3,540,535	未 払 金	114,227
売 掛 金 及 び 契 約 資 産	357,281	未 払 費 用	44,908
仕 掛 品	5,751	未 払 法 人 税 等	120,654
貯 蔵 品	4,775	契 約 負 債	26,771
前 払 費 用	57,979	預 り 金	17,546
そ の 他	5,850	賞 与 引 当 金	124,139
貸 倒 引 当 金	△738	1 年 以 内 返 済 予 定 の	80,000
固 定 資 産	138,056	長 期 借 入 金	100,359
有 形 固 定 資 産	533	そ の 他	
工 具 、 器 具 及 び 備 品	640	負 債 合 計	628,607
減 価 償 却 累 計 額	△106	(純 資 産 の 部)	
工 具 、 器 具 及 び 備 品	533	株 主 資 本	3,476,385
(純 額)		資 本 金	732,787
投 資 そ の 他 の 資 産	137,522	資 本 剰 余 金	2,516,365
繰 延 税 金 資 産	130,495	資 本 準 備 金	632,787
そ の 他	7,027	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,883,577
		利 益 剰 余 金	227,232
		繰 越 利 益 剰 余 金	227,232
		新 株 予 約 権	4,498
		純 資 産 合 計	3,480,883
資 産 合 計	4,109,491	負 債 純 資 産 合 計	4,109,491

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年9月 1日から
2023年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,775,469
売上原価	1,049,024
売上総利益	1,726,444
販売費及び一般管理費	1,323,655
営業利益	402,788
営業外収益	
受取利息	22
受託研究収入	19,800
その他の	2,522
営業外費用	
支払利息	319
為替差損	2,082
受託研究費用	16,500
株式交付費	24,470
その他の	2,003
経常利益	379,757
税引前当期純利益	379,757
法人税、住民税及び事業税	88,653
法人税等調整額	△130,495
当期純利益	421,598

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年9月1日から)
(2023年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		株主資本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金合 計	
当 期 首 残 高	100,000	－	1,883,577	1,883,577	△194,366	△194,366	1,789,211
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	632,787	632,787		632,787			1,265,575
当 期 純 利 益					421,598	421,598	421,598
当 期 変 動 額 合 計	632,787	632,787	－	632,787	421,598	421,598	1,687,173
当 期 末 残 高	732,787	632,787	1,883,577	2,516,365	227,232	227,232	3,476,385

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	4,498	1,793,709
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		1,265,575
当 期 純 利 益		421,598
当 期 変 動 額 合 計	－	1,687,173
当 期 末 残 高	4,498	3,480,883

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品・・・個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

貯蔵品・・・先入先出法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

(3) 外貨建の資産及び債務の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① トランスフォーメーション領域

企業のデジタルトランスフォーメーションニーズに対応したプロフェッショナルサービスを、ABEJA Platformを導入し提供しております。サービス提供が完了した時点で収益を認識しております。

② オペレーション領域

ABEJA Platform上に構築した様々なシステムを汎用的な仕組み・サービスとして提供しております。当該契約につきましては、契約条件に従い、履行義務の進捗に基づき収益を段階的に認識しております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

繰延資産資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	130,495千円
--------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

② 主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、翌事業年度の事業計画を基礎としており、その主要な仮定は売上高の予測であります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である売上高の予測について、将来の不確実な事業環境や経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権	67,100 千円
--------	-----------

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	801,500 千円
-----	------------

営業取引以外の取引高	7,867 千円
------------	----------

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 8,598,900株
- (2) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 791,400株

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針
当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、自己資金又は銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。
 - ② 金融商品の内容及びそのリスク
営業債権である売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。
営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。
借入金の使途は、主として運転資金及び研究開発投資に必要な資金であり、返済日は決算日後から1年後であります。
 - ③ 金融商品に係るリスク管理体制
 - (a) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
当社は、社内規程等に従い、営業債権について、営業担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。
 - (b) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社は、管理部門が適時に資金繰状況を確認するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。
 - ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年8月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
1年内返済予定の長期借入金	80,000	79,916	△83
負債計	80,000	79,916	△83

(注) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金及び契約資産、買掛金、未払金につきましては短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時 価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
1年内返済予定の長期借入金	—	79,916	—	79,916
合 計	—	79,916	—	79,916

(注) 時価の算定に用いた評価に用いた評価技法及びインプットの説明

1年内返済予定の長期借入金の時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	2,578 千円
賞与引当金	38,011
税務上の繰越欠損金	1,257,749
その他	20,473
繰延税金資産小計	1,318,812
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,187,027
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,289
評価性引当額小計	△1,188,317
繰延税金資産合計	130,495

8. 関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の 所 有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社 の親会社	SOMPO ホールデ ィングス 株式会社	東 京 都 新 宿 区	100,045	保険持株 会 社	(被所有) 間 接 19.71	業務提携 役員の受入 (1名)	役務の提供 (注) 2	801,500 (注) 1	売 掛 金	67,100 (注) 1
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 する会社等	W A L L 株式会社 (注) 3	栃 木 県 宇都宮市	1	企画・経 営コンサル ティン グ 業 務	—	業務委託	業務委託 料の支払 (注) 4	12,000 (注) 1	未 払 金	1,100 (注) 1

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件については、一般顧客の場合と同様案件ごとにSOMPOホールディングス株式会社と交渉のうえ、市場実勢を勘案して決定しております。

3. WALL株式会社は、当社取締役岡田陽介氏の近親者が議決権100%を保有しております。

4. 業務委託料は、第三者との一般取引条件と同様に決定しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社はデジタルプラットフォーム事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

(単位：千円)

	デジタルプラットフォーム事業
トランスフォーメーション領域	2,268,613
オペレーション領域	506,855
顧客との契約から生じる収益	2,775,469
その他の収益	－
外部顧客への売上高	2,775,469

(注) 当社の営むデジタルプラットフォーム事業は、ABEJA Platform上で、顧客企業の競争優位の源泉となるビジネスプロセスを変革し、継続的な収益成長の実現に伴走する事業です。

当社事業はABEJA Platformを基盤にしており、主たる領域として以下のとおり分類できます。

	収益構造	提供サービス
トランスフォーメーション領域	フロー型 (都度契約)	企業のデジタルトランスフォーメーションニーズに対応したプロフェッショナルサービスを、ABEJA Platformを導入し提供
オペレーション領域	ストック型 (継続収入)	ABEJA Platform上に構築した様々なシステムを汎用的な仕組み・サービスとして提供

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

① トランスフォーメーション領域

トランスフォーメーション領域においては、企業のデジタルトランスフォーメーションニーズに対応したプロフェッショナルサービスを、ABEJA Platformを導入し提供しております。またトランスフォーメーション領域に関する取引の対価は、検収後、概ね1ヶ月以内に受領しております。

② オペレーション領域

オペレーション領域においては、ABEJA Platform上に構築した様々なシステムを汎用的な仕組み・サービスとして提供しております。オペレーション領域に関する取引の対価は、契約条件に従い、概ね履行義務の進捗に応じて段階的に受領しております。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	131,504
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	357,281
契約資産（期首残高）	19,507
契約資産（期末残高）	—
契約負債（期首残高）	36,378
契約負債（期末残高）	26,771

契約資産は、主にトランスフォーメーション領域の案件で利用するABEJA Platformの料金について、当事業年度末時点で役務提供が完了しておりますが、対応する案件の検収が完了していない未請求の債権となります。契約資産は、受領する対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、契約期間に応じて収益を認識するオペレーション領域の契約について、顧客から受け取った1年分の前受金に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されていきます。

当事業年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、34,131千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については注記の対象に含めておりません。未充足（又は一部未充足）の履行義務は、当事業年度末において、14,114千円であります。当該履行義務は、オペレーション領域に関するものであり、期末後1年以内に約70%、残りの約30%がその2年以内に収益として認識されると見込んでおります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 404円28銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 53円41銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年10月27日

株式会社 A B E J A
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京 事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野友裕

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯塚 徹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 A B E J A の 2 0 2 2 年 9 月 1 日から 2 0 2 3 年 8 月 3 1 日までの第 1 1 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年9月1日から2023年8月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システム構築に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年10月27日

株式会社A B E J A

常勤監査役 桃原 隼一

監査役 清水 琢磨

監査役 青山 正明

以 上

株主総会参考書類

議 案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため1名を増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名	性 別 (年 齢)	当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当	候補者 属 性	取締役 在任期間	取締役会 出席状況
1	再任 おかだ ようすけ 岡田 陽介	男性 (満34歳)	代表取締役CEO 経営全般		11年 2か月	100%
2	再任 こま もとひろ 小間 基裕	男性 (満44歳)	代表取締役COO 業務執行全般		3年	100%
3	再任 はなぶさ かずき 英 一樹	男性 (満44歳)	取締役CFO コーポレート管理統括部長		1年 8か月	100%
4	新任 とのぎ なおき 外木 直樹	男性 (満35歳)	執行役員 CEO室長		—	—
5	再任 たなか くにひろ 田中 邦裕	男性 (満45歳)	社外取締役	社外 独立	3年 11か月	100%
6	再任 あさの こうじ 麻野 耕司	男性 (満44歳)	社外取締役	社外 独立	3年 8か月	100%
7	再任 まとの ひとし 的野 仁	男性 (満48歳)	社外取締役	社外	2年 6か月	100%

社外

 社外取締役候補者

独立

 独立役員候補者

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 年齢及び当社における地位は、本株主総会時のものを記載しています。
3. 取締役在任期間は、本株主総会終結時の在任期間を記載しています。
4. 取締役会出席状況は、2023年8月期に開催された20回の実行役会出席状況を記載しています。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	再 任 おか だ よう すけ 岡 田 陽 介 (1988年12月15日) 【取締役在任期間】 11年2か月	2011年2月 株式会社響 取締役CTO 2011年6月 株式会社リッチメディア（現株式会社シェ アリング・ビューティー）入社 2012年9月 当社設立 代表取締役社長 2012年10月 移動体付随情報表示装置株式会社 代表取締 役社長 2017年3月 ABEJA SINGAPORE PTE. LTD. Director 2017年6月 一般社団法人日本ディープラーニング協会 理事（現任） 2018年4月 株式会社CA ABEJA 取締役 2019年6月 当社代表取締役社長CEO 2019年10月 ABEJA Technologies, Inc. Managing Director 2020年11月 当社代表取締役CEO（現任） 2021年4月 那須塩原市 DXフェロー（現任）	1,412,600株
	【取締役候補者とした理由】 岡田陽介氏は、当社設立以来、代表取締役として長年にわたり経営の指揮を執り、当社の発展をリードしております。当該実績に加え、当社の事業分野における豊富な経験と幅広い知見は、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上の実現に寄与できると判断し、取締役候補者いたしました。		

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	再 任 こ ま も と ひ ろ 小 間 基 裕 (1979年 8 月 7 日) 【取締役在任期間】 3 年	2002年4月 ヤフー株式会社（現LINEヤフー株式会社） 入社 2011年10月 同社データソリューション開発部長 2012年10月 同社データソリューション本部長 2015年 4 月 同社ディレクター 2016年5月 KDDI株式会社入社 新規事業戦略特命担当 部長 2016年8月 株式会社リクルートテクノロジーズ（現株 式会社リクルート）入社 2017年10月 株式会社リクルートホールディングス出向 データ・AI戦略統括部長 2020年3月 株式会社フライウィール入社 執行役員 データ戦略本部長兼社長室長 2020年 9 月 当社入社 社長室長 2020年11月 当社取締役社長COO 2021年11月 当社代表取締役COO（現任）	7,000株
	【取締役候補者とした理由】 小間基裕氏は、複数の事業会社でデータAI組織の立ち上げや事業・組織の統合等を指揮した経験を経て、当社入社後はCOOとして業務執行全般を統括、当社の成長を牽引しております。当該実績に加え、これまでの豊富な経験と幅広い知見は、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上の実現に寄与できると判断し、取締役候補者いたしました。		

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	再 任 はなぶさ かず き 英 一 樹 (1978年12月30日) 【取締役在任期間】 1 年 8 か月	2003年 4 月 公認会計士登録 2003年10月 野村證券株式会社入社 2013年10月 株式会社アイリッジ入社 執行役員CFO 2014年 4 月 同社取締役CFO 2021年11月 当社入社 執行役員CFO 2022年 3 月 当社取締役CFO（現任）	7,000株
	【取締役候補者とした理由】 英一樹氏は、公認会計士であり、金融分野での就業、ベンチャー企業でのCFO経験を経て、当社入社後はCFOとしてコーポレート部門を牽引しており、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上の実現に寄与できると判断し、取締役候補者いたしました。		
4	新 任 との ぎ なお き 外 木 直 樹 (1988年 4 月23日) 【取締役在任期間】 —	2012年 4 月 株式会社オープンアソシエイツ（現RPAホールディングス株式会社）入社 2013年 6 月 当社入社 2013年 9 月 当社取締役 2017年 3 月 ABEJA SINGAPORE PTE. LTD. 代表取締役社長 2019年 6 月 当社取締役COO 2020年12月 当社執行役員 CEO室長（現任）	125,000株
	【取締役候補者とした理由】 外木直樹氏は、当社設立初期から参画し、代表取締役岡田陽介氏とともに当社の成長を牽引しております。直近では大規模案件の統括等を担っており、その豊富な経験と幅広い知見は、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上の実現に寄与できると判断し、取締役候補者いたしました。		

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
5	再 任 社 外 独 立 た な か く に ひろ 田 中 邦 裕 (1978年1月14日) 【社外取締役在任期間】 3年11か月	1998年4月 株式会社インフォレスト設立 代表取締役 1999年8月 さくらインターネット株式会社設立 代表取締役 2008年6月 同社 代表取締役社長（現任） 2009年8月 株式会社田中邦裕事務所設立 代表取締役社長（現任） 2015年7月 さくらインターネット株式会社 最高経営責任者（現任） 2016年10月 株式会社アイモバイル 社外取締役（現任） 2019年6月 株式会社i-Plug 社外取締役（現任） 2019年8月 BBSakura Networks 株式会社 社外取締役（現任） 2019年12月 当社社外取締役（現任） 2021年10月 ユメノソラホールディングス株式会社 社外取締役（現任） 2022年6月 株式会社オープンストリームホールディングス 社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) さくらインターネット株式会社代表取締役社長 最高経営責任者	—
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 田中邦裕氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。同氏は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験、幅広い見識を有しており、実践的な視点から当社の経営に活かしていただけることを期待し、社外取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
6	再 任 社 外 独 立 あ さ の こ う じ 麻 野 耕 司 (1979年11月3日) 【社外取締役在任期間】 3年8か月	2003年4月 株式会社リンクアンドモチベーション入社 2010年7月 同社執行役員 モチベーションマネジメント カンパニー 営業開発部部长 2013年1月 同社エンプロイヤーリレーションシップマネ ジメントカンパニー 執行役カンパニー長 2013年11月 株式会社リッチメディア（現株式会社シェ アリング・ビューティー） 社外取締役 2015年5月 株式会社フロムスクラッチ（現株式会社デ ータX） 社外取締役 2018年1月 株式会社リンクアンドモチベーション 執行 役員 組織開発本部本部長 2018年3月 同社取締役 2018年10月 株式会社ヴォークアーズ（現オープンワーク 株式会社） 取締役副社長 2020年3月 当社社外取締役（現任） 2020年4月 ピープル・テック・スタジオ合同会社 代表 （現任） 2020年4月 株式会社ナレッジワーク 代表取締役（現任） 2020年8月 SHOWROOM株式会社 社外取締役（現任） 2023年9月 合同会社HRCamp 代表（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社ナレッジワーク 代表取締役	—
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 麻野耕司氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であり ます。同氏は、事業会社でのビジネス経験及び経営経験を有しており、実践的な視点から当社の経営 に活かしていただけることを期待し、社外取締役候補者いたしました。			

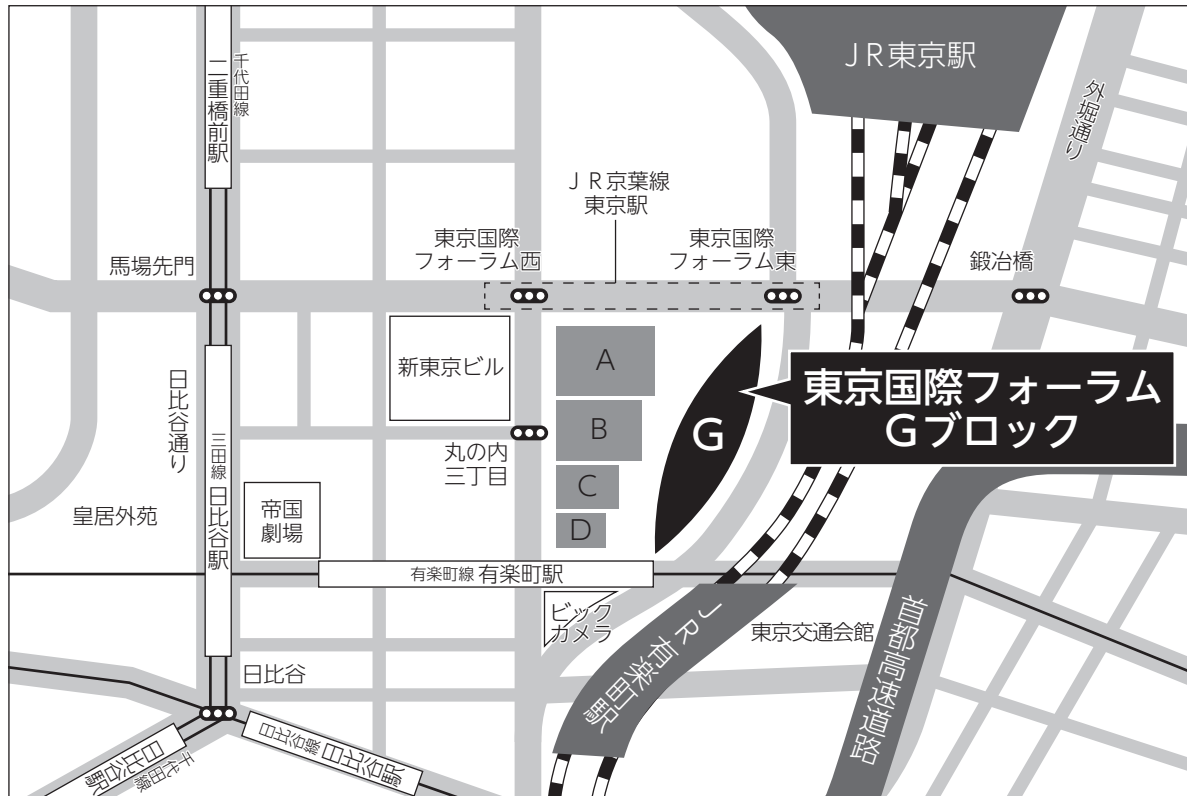
候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
7	再 任 社 外 ま と の ひ と し 的 野 仁 (1975年3月20日) 【社外取締役在任期間】 2 年 6 か 月	1997年4月 安田火災海上保険株式会社（現損害保険ジ ャパン株式会社）入社 2020年4月 SOMPOホールディングス株式会社 デジタ ル戦略部 兼 データ統括室 特命部長 2021年4月 同社デジタル戦略部長 兼 データ統括室長 2021年5月 当社社外取締役（現任） 2021年5月 SOMPOオークス株式会社 取締役 2021年7月 SOMPO Light Vortex株式会社 取締役 2022年3月 SOMPO Digital Lab,Inc.取締役 2022年4月 SOMPOホールディングス株式会社 デジタ ル・データ戦略部長 2022年10月 SOMPO Light Vortex株式会社 取締役 執 行役員 デジタルヘルス事業部長 2023年4月 SOMPOホールディングス株式会社 デジタ ル・データ戦略部 特命部長（現任） 2023年4月 SOMPO Light Vortex株式会社 執行役員 事業統括部長（現任） (重要な兼職の状況) SOMPOホールディングス株式会社 デジタル・データ戦略部 特命部長 SOMPO Light Vortex 株式会社 執行役員 事業統括部長	—
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 的野仁氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、当社と業務提携しておりますSOMPOホールディングス株式会社に所属しており、保険事業、介護・シニア事業、それらのデジタル化に関する豊富な経験、幅広い見識を有しており、実践的な視点から当社の経営に活かしていただけることを期待し、社外取締役候補者といいました。なお、同氏は、当社の特定関係事業者であるSOMPOホールディングス株式会社（主要な取引先）の使用人であり、同社より給与等の報酬を受けており、今後も受ける予定であります。			

- (注) 1. 当社は、田中邦裕氏、麻野耕司氏及び的野仁氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補填することとしており、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

- 《会場》 東京国際フォーラム ガラス棟5階 G502会議室
東京都千代田区丸の内三丁目5番1号 電話 (03) 5221-9000
- 《交通》 JR線 有楽町駅より徒歩1分
東京駅より徒歩5分 (京葉線東京駅とB1F地下コンコースにて連絡)
- 地下鉄 有楽町線: 有楽町駅 (B1F地下コンコースにて連絡)
千代田線: 二重橋前駅より徒歩5分 / 日比谷駅より徒歩7分
丸ノ内線: 銀座駅より徒歩5分
銀座線: 銀座駅より徒歩7分 / 京橋駅より徒歩7分
三田線: 日比谷駅より徒歩5分



《ご来場される株主様への留意事項》

- ・株主総会の運営スタッフは、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。
- ・株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。